

令和元年度 琴浦町国民健康保険運営協議会（第2回）日程

日時 令和2年2月6日(木) 14:00～15:30

場所 琴浦町役場本庁舎 第1会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 会議録署名委員指名

(2) 令和元年度国民健康保険特別会計の現状について

ア 被保険者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

イ 財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

ウ 保険税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

エ 医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4

オ 保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

(3) 令和2年度国民健康保険税率（案）について

ア 保険税率の検討の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

イ 令和2年度国民健康保険税率（案）・・・・・・・・・・ P14

4 閉 会

会議出席者一覧

令和元年度琴浦町国民健康保険運営協議会
(令和2年2月6日)

	氏名	出欠状況		備考
		出席	欠席	
被保険者代表	安谷 潔 美	○		
	入江 里 美	○		
	前田 博 司	○		
公益代表	三浦 勝 美	○		農業委員会
	田中 千 明	○		食生活改善推進員
	藤本 多 津 子	○		民生児童委員
医療機関代表	青木 哲 哉	○		
	石亀 裕 通		○	
	松本 恵 吾	○		

	氏名	所属
藤原 静 香	すこやか健康課 課長	
大田 晃 弘	税務課 課長	
難波 浩 幸	すこやか健康課	
高多 佑 典	すこやか健康課	
永代 研 一	すこやか健康課	

(2) 令和元年度国民健康保険特別会計の現状について

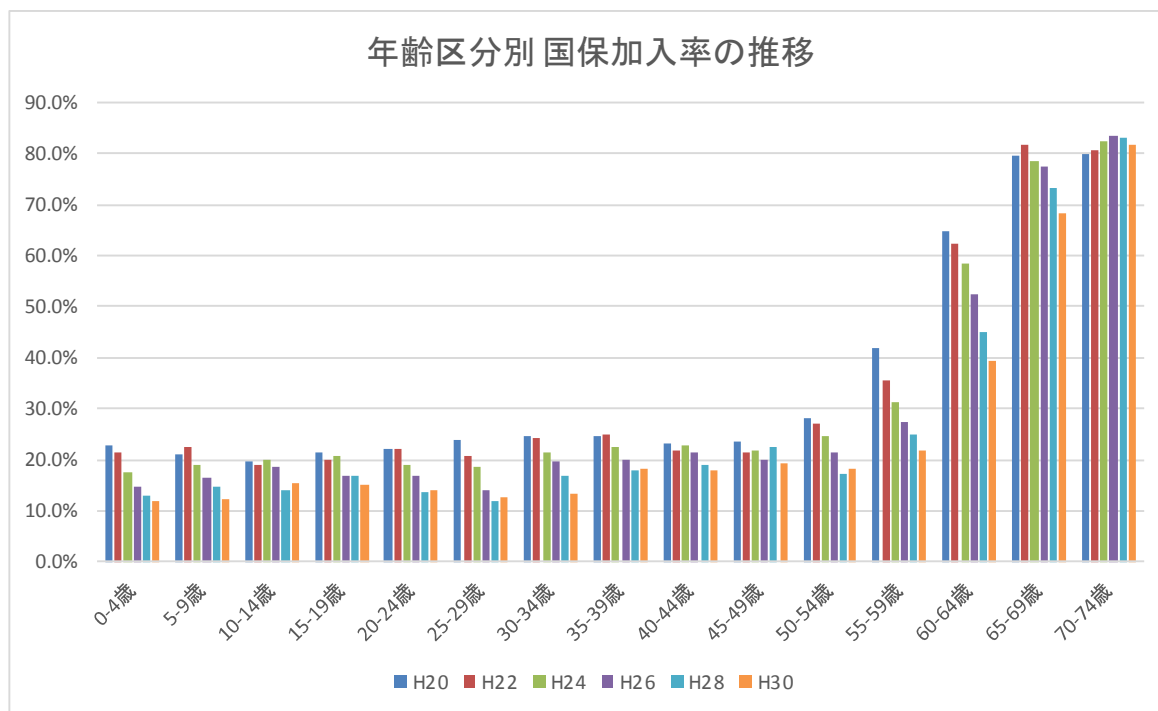
ア 被保険者数

人口減少の進む中、国保の被保険者数も約 200 人ペースで減少が進んでいる。前期高齢者の人数も減少しているが、高齢受給者の人数は団塊世代の影響で増加している。

区 分		平成28年度 (年間平均)	平成29年度 (年間平均)	平成30年度 (年間平均)	令和元年度 (12月末現在)	
全町	人 口	18,012人	17,820人	17,547人	17,274人	
	世 帯 数	6,479世帯	6,497世帯	6,473世帯	6,461世帯	
国 保	国 保 被 保 険 者 数	4,699人	4,470人	4,261人	4,017人	
	前期高齢者(65～74歳)	2,122人	2,089人	2,052人	1,979人	
	高齢受給者(70～74歳)	929人	940人	1,026人	1,056人	
	国 保 世 帯 数	2,719世帯	2,620世帯	2,534世帯	2,427世帯	
	退 職 被 保 険 者 数	165人	91人	42人	6人	
	介護保険第2号被保険者数	1,579人	1,367人	1,332人	1,223人	
加 入 率	国 保	世 帯 数	41.97%	40.33%	39.15%	37.56%
		被 保 険 者 数	26.09%	25.08%	24.28%	23.25%
	介 護	第2号被保険者数	8.77%	7.67%	7.59%	7.08%

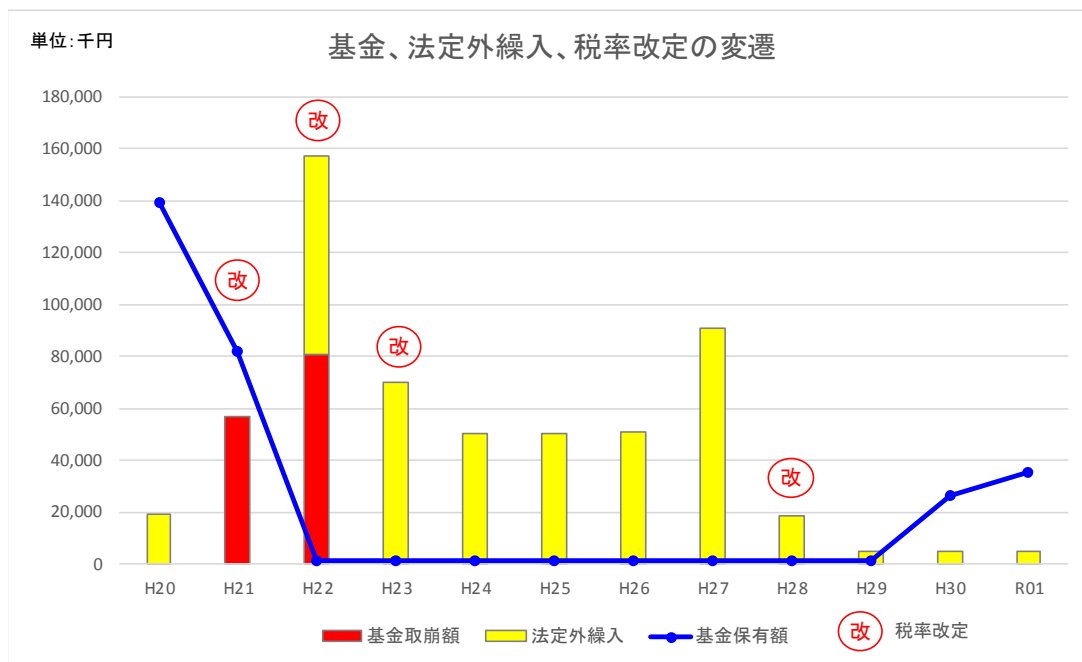
年齢区別の国保加入率の推移を見ると、平成20年から平成30年までの約10年間で、70～74歳の区分を除き加入率が大幅に減少している。

特に60～64歳の加入率は20ポイント以上減少しており、年金支給年齢の引き上げ等により60歳以降も働き続ける人が増え、退職して国保へ加入する年齢が引き上げられていることが予想される。



イ 財政状況

琴浦町では平成 21・22 年に約 1 億 4000 万円の基金取り崩しを行い、基金がほぼ底を突くと平成 27 年度まで毎年多額の赤字繰入により税込不足を補っていた。平成 28 年度に税率改定を行い現在に至っているが、被保険者の減少により保険税収入も減少し続けている。



区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (12月補正後)
歳 入 合 計	2,567,181千円	2,569,108千円	2,102,115千円	2,137,997千円
保険税(現年度分)	414,168千円	407,649千円	398,110千円	381,566千円
保険税(過年度分)	26,030千円	25,548千円	20,771千円	13,076千円
一般会計繰入				
保険基盤安定	102,364千円	100,502千円	97,025千円	93,988千円
職員給与費等	19,351千円	22,297千円	24,176千円	21,323千円
出産育児一時金	3,360千円	2,800千円	2,800千円	3,640千円
国保財政安定化支援	18,651千円	26,825千円	14,675千円	14,543千円
法定外	18,610千円	4,638千円	5,106千円	4,634千円
歳 出 合 計	2,535,636千円	2,545,519千円	2,083,821千円	2,137,997千円
総務費	19,347千円	22,622千円	24,447千円	21,323千円
保険給付費	1,583,947千円	1,604,719千円	1,492,449千円	1,564,447千円
国民健康保険事業費納付金	--	--	492,566千円	517,221千円
保健事業費	12,298千円	12,757千円	14,234千円	19,051千円
収 支 差 引 残	31,545千円	23,589千円	18,294千円	0千円
基 金 保 有 額	1,498千円	1,499千円	26,314千円	26,314千円
1人当たり基金保有額	319円	335円	6,176円	6,551円
保険給付費に対する割合	0.09%	0.09%	1.76%	1.68%

※令和元年度の基金保有額は基金積立金(12月補正時点)を反映すると36,587千円
 ※一般会計繰入の法定外は地方単独事業(特別医療)に係る減額調整措置の補填

ウ 保険税

琴浦町の保険税率は平成28年度から据え置きとなっており、軽減世帯の割合等に大きな変化は見られない。令和元年度の収納率は、12月末時点の対前年同月比は、現年度分は微増、過年度分は約5.4ポイントと大きな伸びを見せている。

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (12月末現在)	
賦課限度額	医療	540,000円	540,000円	580,000円	610,000円	
	支援	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	
	介護	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円	
賦課割合 (応能：応益)	医療	55：45	57：43	57：43	58：42	
	支援	57：43	59：41	59：41	59：41	
	介護	53：47	56：44	55：45	55：45	
1人当たり 調定額	医療	61,687円	64,057円	65,978円	66,313円	
	支援	21,662円	22,509円	23,076円	23,080円	
	介護	22,249円	23,511円	23,719円	23,769円	
軽減世帯	世帯数	2割軽減	307世帯	297世帯	291世帯	298世帯
		5割軽減	490世帯	456世帯	436世帯	406世帯
		7割軽減	803世帯	777世帯	738世帯	747世帯
	世帯割合	2割軽減	11.06%	11.14%	11.22%	11.79%
		5割軽減	17.66%	17.11%	16.81%	16.07%
		7割軽減	28.95%	29.16%	28.46%	29.56%
収納率	現年度分	一般	95.97%	95.68%	95.99%	64.04%(+0.32)
		退職	98.53%	98.41%	97.88%	85.01%(+14.58)
		合計	96.05%	95.73%	96.01%	64.06%(+0.28)
	滞納繰越分	一般	29.96%	33.97%	33.92%	33.66%(+5.4)
		退職	29.46%	44.14%	37.56%	40.53%(+6.31)
		合計	29.95%	34.19%	33.98%	33.75%(+5.39)
滞納状況 (年度末時点)	世帯数	177世帯	143世帯	109世帯	--	
	割合	6.73%	5.58%	4.36%	--	

※賦課割合、1人当たり調定額、軽減世帯は本算定時賦課期日時点

※令和元年度収納率の()内は対前年同月比

エ 医療費

1人当たり診療費は徐々に増加しているが、平成30年度は入院、調剤に大きな減少が見られた。特に高齢受給者の調剤が平成29年度から30年度にかけて大幅に減少(△24,586円)しており、ジェネリック医薬品の普及の影響が考えられる。

区		分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1人当たり 診療費	全体 (一般+退職)	入院	165,563円	181,937円	170,791円	175,858円
		入院外	126,076円	127,908円	136,553円	138,488円
		歯科	22,876円	22,502円	21,889円	21,257円
		調剤	72,209円	76,020円	68,550円	73,235円
		その他	9,997円	11,159円	10,896円	9,849円
		合計	396,721円	419,526円	408,679円	418,687円
	前期高齢者	入院	210,656円	262,252円	248,768円	234,269円
		入院外	180,227円	174,308円	180,126円	176,751円
		歯科	28,372円	28,431円	27,126円	26,032円
		調剤	99,492円	106,985円	94,177円	93,671円
		その他	11,007円	13,834円	14,652円	12,225円
		合計	529,754円	585,810円	564,849円	542,948円
	高齢受給者	入院	266,904円	270,911円	265,024円	265,021円
		入院外	203,875円	207,978円	204,584円	202,582円
		歯科	32,391円	30,178円	28,321円	25,467円
		調剤	124,071円	131,167円	106,581円	109,603円
		その他	12,097円	12,442円	13,990円	11,318円
		合計	639,338円	652,676円	618,500円	613,991円
1件当たり 日数	全体	1.30日	1.32日	1.27日	1.25日	
	前期高齢者	1.24日	1.31日	1.28日	1.24日	
	高齢受給者	1.29日	1.29日	1.28日	1.25日	
1日当たり 診療費	全体	18,524円	19,348円	19,488円	20,117円	
	前期高齢者	19,406円	20,797円	20,630円	20,508円	
	高齢受給者	19,846円	20,764円	20,452円	21,137円	

※1人当たり診療費＝費用額ベース

※1人当たり診療費のその他は食事代、訪問看護療養費

※令和元年度の数値は3月～11月診療を元に12ヵ月分に割戻ししたもの

オ 保健事業

(ア) 第2期琴浦町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)の進捗状況について

A データヘルス計画とは

特定健診の結果やレセプトデータ等の健康・医療データを活用して本町の被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を把握し、健康課題を明確にした上でその課題に対してPDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業を実施するための計画。

B 計画期間

・平成30年度～令和5年度

C 主な取り組み

- (A) 特定健診受診率の向上
- (B) 糖尿病性腎症重症化予防、高血圧対策、脂質異常症の重症化予防
- (C) 人工透析新規発症者数の抑制
- (D) ジェネリック医薬品普及率の向上

事業1 特定健診【中・長期的事業】

① 目標値

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施率	42.0%	47.0%	52.0%	57.0%	60.0%	60.0%

②実施状況

	平成30年度	令和元年度(1月10日現在)
対象者数	3,490人	3,357人
受診者数	1,217人	1,080人
受診率	34.9%	32.2%
コメント	前年度に比べ受診率は減少、目標値(47%)の達成は厳しい見込み。 来年度はAI技術を活用して過去の特定健診受診状況や質問票の回答結果から個人特性を分析し、個人特性に合った受診勧奨通知を送付する予定。	

事業2 特定保健指導【中・長期的事業】

①目標値

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施率	45.0%	49.0%	53.0%	57.0%	60.0%	60.0%

②実施状況

	平成30年度	令和元年度(1/17現在)
対象者数	129人 (積極的支援30人、動機付け支援99人)	122人 (積極的支援17人、動機付け支援105人)
実施率	47.2%	— (63名に初回面接を実施)
中間評価 (血液検査)	3回 30人	2回 31人
コメント	目標値(49%)は達成できる見込み。	

事業3 生活習慣病重症化予防【中・長期的事業】

目的	<p>特定健診による判定の結果、重症化する危険因子を持った下記の被保険者に対し、医療機関を受診し、早期かつ継続治療により重症化を予防することを目的とし、受診勧奨を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨判定値以上の者 ・受診勧奨判定値以上であって要精密検査・要医療と判定された者 		
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病要医療者またはその予備群の被保険者に対して紹介状を発行し、適正医療受診に繋げる取り組みを継続して行う。 ・健診および医療機関未受診者に対し、まずは早期に受診し自身の健康状態を把握し、必要に応じて早期に専門機関を受診していただけるよう広報紙等により啓発を行う。 		
目標、評価指標	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	
	対象者の医療機関受診率40%以上 (指導対象者のうち、受診した人数より算出する)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病に特化した医療費等を減少させる(発症または重症化予防による効果指標)。 ・脳卒中、心筋梗塞等の疾患で生活習慣病を基礎疾患とする患者数を減少させる。 	
実施状況		平成30年度	令和元年度(1/17現在)
	指導対象者	443人 (299人)	424人 (286人)
	医療機関受診者	216人 (137人)	194人 (122人)
	受診率	48.8% (45.8%)	45.8% (42.7%)
コメント	<p>精密検査対象者には、訪問にて受診勧奨および保健指導を行った(再検査対象者へは通知による受診勧奨)。</p> <p>紹介状を交付したが受診をしていない精密検査対象者に対し、今後、受診勧奨を行う予定。</p> <p>目標値(医療機関受診率40%以上)は達成。</p>		

※ ()内:国保被保険者数

事業4 糖尿病性腎症重症化予防【中・長期的事業】

目的	<p>①糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者や治療中断者に対し、受診勧奨を行い、医療機関受診に繋げる。</p> <p>②糖尿病性腎症等で通院する患者等に対して、医療機関と連携して保健指導による糖尿病療養支援を行うことで、腎不全、人工透析への移行を防止する又は移行を遅らせる。</p>	
実施内容	<p>・鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに従い、国保、後期高齢被保険者に対し実施する。</p> <p>①鳥取県国民健康保険団体連合会から提供されるリストを基に、医療機関未受診者や糖尿病治療中断者から対象者を選定し、紹介状の発行および受診勧奨を行い、医療機関受診に繋げる。</p> <p>②鳥取県国民健康保険団体連合会から提供されるリストを基に、糖尿病通院患者から対象者を選定し、医療機関からの指示書を基に、食事・運動・服薬管理等の生活習慣改善のための指導を6ヶ月間行う。</p> <p>③健診および医療機関未受診者に対し、まずは早期に受診し自身の健康状態を把握し、必要に応じて早期に専門機関を受診していただけるよう広報紙等により啓発を行う。</p>	
目標、評価指標	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)
	保健指導勧奨対象者の40%以上に対し保健指導を実施する。	全保健指導実施者の糖尿病性腎症における病期進行者(人工透析移行等)を0人とする。
実施状況	令和元年度(1/17現在)	
	保健指導勧奨対象者数	33人(24人)
	医療機関からの指示書返信者数	16人(11人)
	保健指導実施者数	11人(初回指導実施数で計上)(8人)
	実施率	33.3%(初回指導実施数で計上)(33.3%)
コメント	<p>初回指導を実施した11人に対し、引き続き6ヶ月間の保健指導を行う。</p> <p>医療機関からの指示書等の返信がない保健指導勧奨対象者(2人)に対し、引き続き受診勧奨を行う。</p>	

※ ()内:国保被保険者数

事業5 地域の健康課題 対策に向けた 健康づくり推進員及び食生活改善推進員との連携
事業【中・長期的事業】

目的	医療費分析等により各地域（中学校単位）の健康課題を明確にし、保険者と健康づくり推進員及び食生活改善推進員との連携・協働を図りながら、健康課題の解決に向けて取り組み、各地域住民の健康意識の高揚を図る。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動されている健康づくり推進員等へ情報提供することで、地域における健康課題を改めて認識していただくと共に、目標達成に向けた地域活動を支援する。 ・地域住民が主体的に健康づくりに関われるよう、まちの保健室事業の取り組みを町全体に波及させる。 				
目標、評価指標	アウトプット（結果）	アウトカム（成果）			
	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域で健康課題解決に向けた取り組みがなされる（新規の取り組みまたはバージョンアップした取り組みの実施状況を確認する）。 ・健診受診率の目標値を達成する（特定健診の目標値に対する達成度）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域での健康課題が改善される（大分類または中分類での健康課題としていた疾患に対する医療費等の減少）。 ・各地域において、健康に対する特色のある取り組みが活性化される。 			
実施状況		平成30年度		令和元年度（1/17現在）	
		回数	人数	回数	人数
	栄養講座	17回	196人	13回 (残り1回予定)	153人
	健口栄養教室	—	—	7回 (残り2回予定)	66人
	部落健康教室	26回	379人	34回 (残り4回予定)	446人
	健康づくり推進員研修	3回	94人	2回 (残り1回予定)	108人
	食生活改善推進員研修	7回	174人	6回 (残り1回予定)	143人
	まちの保健室	6回	126人	22回 (残り2回予定)	429人
糖尿病予防教室	5回	101人	1/28～実施 (3回+個別相談)		
コメント	前年に引き続き関係団体と連携して事業を実施。				

事業6 重複・頻回受診者訪問指導【短期的事業】

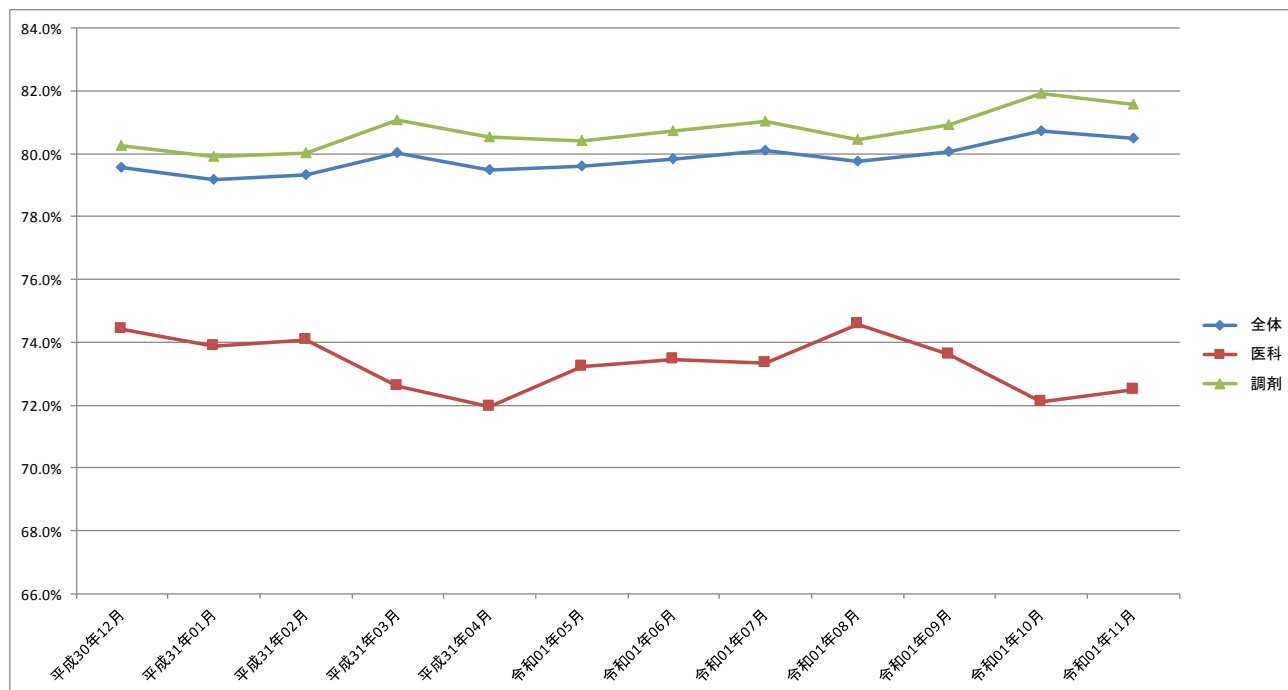
国の動向を受け、H30年度より重複・多剤服薬者に対する訪問指導へ変更し実施。

- ・同一薬効の薬剤が2ヶ所以上の医療機関から継続して処方されている被保険者を抽出し、レセプトを確認した上で対象者を選定。→令和元年度は2月以降実施予定

事業7 ジェネリック医薬品差額通知【短期的事業】

目的		医療の高度化等に伴い医療費が増大し、被保険者の家計や国保財政に大きな負担となっている。ジェネリック医薬品の使用を促すことで、被保険者の負担軽減をするとともに医療費の抑制による国保財政の安定を図る。	
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品差額通知書を年間4回送付し、国保被保険者へのジェネリック医薬品の普及に努める。 ※差額が1被保険者あたり300円以上の場合通知を発行 ・ジェネリック医薬品希望カードを保険証一斉更新時に同封すると共に、国保加入手続き時や広報誌等での啓発を行なう。 	
目標、評価指標		アウトプット(結果)	アウトカム(成果)
		差額通知の発行回数(年4回予定)	ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)が80%以上になる。
実施状況		平成30年度	令和元年度(12月審査)
	普及率	77.3%	80.5%
	対前年度増減	+3.1ポイント	+2.9ポイント
コメント		目標値(80%)を越える月が徐々に現れている。	

ジェネリック医薬品数量シェアの推移



(3) 令和2年度国民健康保険税率(案)について

ア 保険税率の検討の経過

(ア) 令和2年度の納付金と激変緩和措置について **資料No.3、4**

A 琴浦町の状況

琴浦町の納付金は、来年度は約1100万円の増額となった。また、国保の広域化が行われたことにより急激に保険税負担が増える市町村に充てられる激変緩和措置は約1600万円の減少となったが、総額では前年度から引き続き県内一位の高額である。このことは、令和6年度に激変緩和措置が廃止されると納付金の負担が大幅に増加することを意味している。

B 県全体の状況 **資料No.5、6**

県全体の納付金は、来年度は約1.2億円の減少となった。これは、県は保険給付費(歳出)が約10億円増加すると推計したのに対し、前期高齢者交付金(歳入)が約11億円増加したことが原因である。

ただし、前期高齢者交付金は概算で交付され、実績に応じて2年後に精算が行われる仕組みのため、今回の交付額が過大であれば2年後(令和4年度)の精算時に返還が生じ、納付金の大幅な増加に繋がる可能性もある。

納付金(※一般分)

(単位:円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
琴浦町	488,174,125	514,636,998 (+26,462,873)	525,990,045 (+11,353,047)
県全体	14,671,296,393	15,334,423,747 (+663,127,354)	15,210,328,833 (△124,094,914)

激変緩和措置

(単位:円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
琴浦町	79,258,014	92,349,155 (+13,091,141)	76,128,680 (△16,220,475)
県全体	245,165,371	536,464,435 (+291,299,064)	298,153,009 (△238,311,426)

(イ) 保険税等収入の不足

琴浦町の保険税率は平成 28 年度から据え置きとなっている。被保険者数の減少とともに保険税収入も減少を続けており、現行税率では来年度予算の財源に約 2000 万円の不足が生じる見込みである。基金は約 3600 万円（R 元年度末見込）あるため、基金を投入して賄うことも可能である。一方、令和 6 年度の激変緩和措置の廃止により今後大幅な負担増が待ち受けているため、将来を見据え安定的な財政運営をするためには、段階的な保険税率の引き上げを検討するのはやむを得ないと考えられる。

令和 2 年度国民健康保険特別会計予算（案）における保険税等不足額

歳入		(単位:千円)
款	予算額	
1 国民健康保険税	394,349	
2 使用料及び手数料	1	
3 国庫支出金	2,541	
4 県支出金	1,572,387	
5 財産収入	1	
6 寄附金	1	
7 繰入金	135,019	
8 繰越金	118	
9 諸収入	2,456	
歳入合計	2,106,873	

歳出		(単位:千円)
款	予算額	
1 総務費	21,347	
2 保険給付費	1,550,753	
3 国民健康保険事業費納付金	526,188	
4 共同事業拠出金	1	
5 財政安定化基金拠出金	1	
6 保健事業費	22,337	
7 基金積立金	2	
8 公債費	1	
9 諸支出金	5,069	
10 予備費	1,000	
歳出合計	2,126,699	

歳入不足額 **19,826千円**

(ウ) 一般会計繰入について **資料No.7、8**

一般会計からの財源補填的な繰入（赤字繰入）は行わないよう国の方針が出ており、県から指導が行われている。また、国から交付される保険者努力支援制度の評価項目にもなっており、琴浦町が赤字繰入をすると琴浦町だけでなく鳥取県の評価も下がり、交付額が減少する。

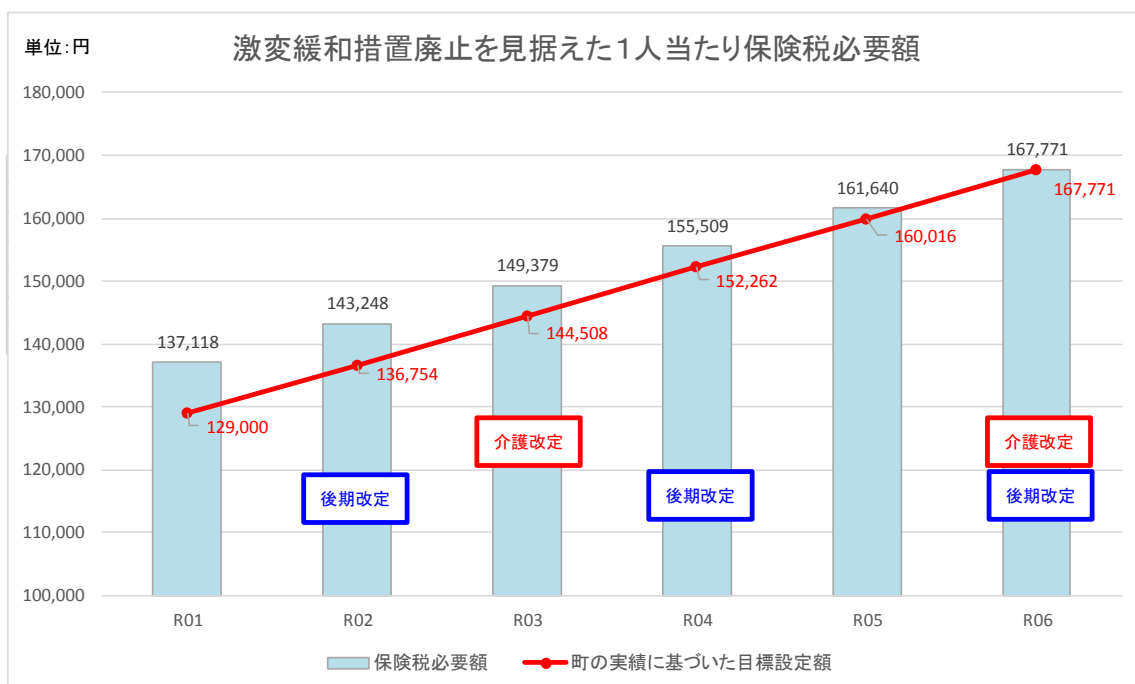
このため、一般会計からの繰入は国の認めたもの（P2 参照）のみとし、赤字繰入は行わないものとする。

(エ) 1人当たり保険税必要額の設定

保険税率の改定を検討するに当たり、今後県から求められる納付金の規模を把握することはとても重要である。しかし、県が保険給付費を推計し、今後の納付金の見込額を提示してくれれば良いが、前述(P10)のとおり前期高齢者交付金の影響で保険給付費の伸びと納付金の伸びが一致しないため、令和2年度より先の納付金の規模は把握できない状況である。

一方、激変緩和措置の財源が今後減少していき、令和6年度に廃止されるため、令和元年度の保険税必要額を元に各年度の保険税必要額を設定した。

次のグラフは、県が算定した琴浦町の令和元年度1人当たり保険税必要額を元に、激変緩和措置の廃止に向けて令和6年度までの1人当たり保険税必要額を設定したものである。この金額を各年度の目安とし、基金の活用も考慮に入れつつ必要最低限の保険税の負担増となるよう税率改定を検討していく。



棒グラフの解説

- 令和元年度の琴浦町の1人当たり保険税必要額は本来167,771円だが、激変緩和措置により30,653円減額され、137,118円となっている。
- 激変緩和措置の廃止される令和6年度の1人当たり保険税必要額を167,771円と仮定し、激変緩和措置の財源の減少により段階的に引き上げるよう1人当たり保険税必要額を設定した。

折れ線グラフの解説

- 令和元年度の1人当たり保険税の実績見込は約129,000円で必要額(137,118円)に達していない。ここから令和6年度に167,771円となるよう目標額を設定すると、棒グラフと比較して、より大幅な保険税の負担増となる。

(カ) 税率改定の周期について

今後の納付金の伸びに不明確な部分が多いため、長期間を想定した税率設定は困難である。一方、前期高齢者交付金の精算が2年後に行われることを考慮すると、精算額を次回の税率に反映させるため2年周期の方が良いと考える（県に確認し、同意見であった）。このため、税率改定の周期を2年毎とし、令和2年度に税率改定した場合と据え置いた場合（令和3年度に改定）で次のとおり2パターン作成した。



- ・パターン1 令和2年度に税率改定。1人当たり保険税目標額144,508円。基金は令和2年度に積み立て、令和3年度に取り崩す見込み。
- ・パターン2 令和2年度は税率を据え置き、令和3年度に改定する。1人当たり保険税必要額155,509円。基金は令和2年度に大幅に取り崩し、令和3年度に積み立て、令和4年度に少額取り崩す見込み。

※ 次回の税率改定については、その時の財政状況や納付金の伸び等により改めて判断する（上のグラフは現在の状況による推計）。

(キ) 資産割の廃止について

資産割の廃止については、これまでの国保運営協議会でも議論を行ってきた。

他市町村に所有する資産に課税されない等の不平等な面があり、資産のある低所得者の負担も考慮し、税率改定を機に資産割の廃止を行いたい。

なお、資産割を廃止した市町（鳥取市、境港市、大山町）にその後の影響を聞き取りしたところ、徴収率等に影響は見られないとのこと。

(ク) 応能応益割合について

資産割を廃止した分を、所得割、均等割、平等割へどのように配分するか検討する。

琴浦町の現在の応能応益割合は約58：42で、応能割（所得割、資産割）の配分が大きくなっている。しかし、国の基準では所得の低い市町村は応益割（均等割、平等割）を高めとするものとなっており、鳥取県の標準割合は約45：55である。将来、県内で保険税率が統一されることがあれば、これに近いものになることが予想されるため、保険税負担に急激な変化が生じないように、徐々に応益割合を高めておくべきである。

しかし、一度に様々な要素を変えるとそれぞれの与える影響が分かり難くなるため、今回の税率改定の検討では応能応益割合は変更せず、資産割の廃止分は所得割へ上乗せすることとした。

イ 令和2年度国民健康保険税率（案）

（ア）保険税率改定案の作成

ここまでの内容を踏まえ、次のとおり保険税率改定案を2案作成した。令和2年度に改定する案（パターン1）と、令和2年度は据え置きにして令和3年度に改定する案（パターン2）のどちらがよいか、委員の皆様の意見を伺いたい。

			現行税率	R2年度改定案 (パターン1)	R3年度改定案 (パターン2)
応能割:応益割			58:42	58:42	58:42
均等割:平等割			65:35	65:35	65:35
医療分	税率	所得割	6.50%	8.20%	8.80%
		資産割	23.00%	0.00%	0.00%
		均等割	21,500円	24,000円	25,600円
		平等割	21,500円	23,300円	24,700円
	1人当たり 調定額	軽減前	76,165円	84,191円	90,309円
		軽減後	66,313円	73,394円	78,820円
支援分	税率	所得割	2.40%	2.80%	3.00%
		資産割	7.00%	0.00%	0.00%
		均等割	7,200円	8,400円	8,600円
		平等割	7,500円	8,100円	8,300円
	1人当たり 調定額	軽減前	26,451円	28,637円	30,189円
		軽減後	23,080円	24,868円	26,329円
介護分	税率	所得割	1.60%	2.30%	2.50%
		資産割	8.00%	0.00%	0.00%
		均等割	8,100円	9,100円	10,000円
		平等割	5,300円	6,100円	6,900円
	1人当たり 調定額	軽減前	26,886円	32,434円	35,642円
		軽減後	23,769円	28,936円	31,756円
1人当たり調定額 医療+支援		軽減前	102,616円	112,828円	120,498円
		(増減)		(10,212円)	(17,882円)
		軽減後	89,393円	98,262円	105,149円
		(増減)		(8,869円)	(15,756円)
1人当たり調定額 医療+支援+介護		軽減前	129,502円	145,262円	156,140円
		(増減)		(15,760円)	(26,638円)
		軽減後	113,162円	127,198円	136,905円
		(増減)		(14,036円)	(23,743円)

※賦課限度額、軽減判定基準額は令和元年度基準で試算

※令和元年度所得（平成30年度中の収入）で試算

※均等割：平等割は国民健康保険法施行令に定められた標準割合では70：30だが、本町は単身世帯が約5割、2人世帯が約3割と少人数世帯が多いことを考慮し、現行どおり平等割がやや高めの65：35とした。

(イ) モデル世帯別の保険税額の比較

モデル世帯と同様の人数構成世帯数
 A、B世帯…28世帯
 C世帯…947世帯
 D世帯…476世帯

A世帯

40代夫婦、子2人 所得100万円 5割軽減

		固定資産税なしの場合			固定資産税10万円の場合		
保険税年額		現行税率	R2改定案	R3改定案	現行税率	R2改定案	R3改定案
		153,000円	181,760円	194,160円	191,000円	181,760円	194,160円
現行比較	金額	/	28,760円	41,160円	/	△9,240円	3,160円
	増加率		18.80%	26.90%		△4.84%	1.65%

B世帯

40代夫婦、子2人 所得300万円 軽減無し

		固定資産税なしの場合			固定資産税10万円の場合		
保険税年額		現行税率	R2改定案	R3改定案	現行税率	R2改定案	R3改定案
		445,650円	540,410円	578,510円	483,650円	540,410円	578,510円
現行比較	金額	/	94,760円	132,860円	/	56,760円	94,860円
	増加率		21.26%	29.81%		11.74%	19.61%

C世帯

70代単身 所得0万円 7割軽減

		固定資産税なしの場合			固定資産税10万円の場合		
保険税年額		現行税率	R2改定案	R3改定案	現行税率	R2改定案	R3改定案
		17,310円	19,140円	20,160円	47,310円	19,140円	20,160円
現行比較	金額	/	1,830円	2,850円	/	△28,170円	△27,150円
	増加率		10.57%	16.46%		△59.54%	△57.39%

D世帯

70代夫婦 所得100万円 2割軽減

		固定資産税なしの場合			固定資産税10万円の場合		
保険税年額		現行税率	R2改定案	R3改定案	現行税率	R2改定案	R3改定案
		128,750円	150,660円	160,180円	158,750円	150,660円	160,180円
現行比較	金額	/	21,910円	31,430円	/	△8,090円	1,430円
	増加率		17.02%	24.41%		△5.10%	0.90%